

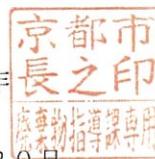
一般廃棄物処分業許可証

住 所 京都市南区東九条南松田町34番地
 (法人にあっては
 主たる事務所の所在地)

氏 名 株式会社Wood Life Company
 (法人にあっては 代表取締役 貝原 東
 (名前及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた者であることを証する。

京都市長 門川大作



許可の年月日 令和2年12月20日
 許可の有効期限 令和4年12月19日

許可の変更及び更新の状況
 平成28年12月20日 新規許可
 平成30年12月20日 更新許可
 令和2年12月20日 更新許可
 令和4年 6月 6日 変更届(法人の名称)

- 1 取扱廃棄物の種類
木くず。ただし、再資源化が可能なものに限る。
- 2 作業区分及び処理能力
破碎: ハンマーミル方式 15t／日 (8時間)
二軸剪断方式 80t／日 (8時間)
- 3 施設の設置場所
京都市南区東九条南松田町34番地
- 4 許可条件
 - (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。), 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(以下「条例」という。), その他関係法令を遵守すること。
 - (2) その他市長の指示に従うこと。
- 5 処理料金
処理料金は、条例に定める額を超えて徴収してはならない。
- 6 許可の取消し又は業務の停止
法, 条例, 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則又は京都市長の指示に違反する行為をしたときは、許可の取消し又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じる。
この場合に生じた損失に対して、市はその責を負わない。